

企業情報開示の電子化とデータベース運営者としての国家の役割の再検討

研究代表者

船津 浩司

同志社大学 法学部 准教授

1 研究の目的

現代社会において企業の存在は無視しえないほど重要となっており、国民のほとんどが何らかの利害関係を有するといっても過言ではない。その意味で、国家が第一次的に管理・運営主体となって企業情報を収集し開示する制度には、多数の利害関係者の調査費用を低下させるという意義を有する。そのような前提の下、これまで、商業登記や有価証券報告書などの企業の情報開示制度は構築されており、国家が、企業により作成された報告書を収集し、あるいは企業の申請に基づいて独自の台帳を作成するなど、情報開示制度の管理・運営につき第一次的な責任を負うデータベース体系が構築されてきた。

しかしながら、近年の情報技術革新によって、企業はインターネットウェブサイト等を通じて極めて安価で公衆に対する情報発信が可能となり、一般公衆も、安価・容易にそれら企業の発した情報を受領することができるようになった。このような状況の現出は、前述の「国の一元管理による一般大衆の個別の情報収集コストの削減」という、国家によるデータベースの管理運営の正統化根拠を根底から揺るがすものであるといえる。

本研究は、近年の情報通信技術革新に伴って企業法（商法、会社法および金融商品取引法）の分野における企業情報開示がどのような質的变化を遂げたのかについて、商業登記を素材として検討したうえで、それを踏まえて、企業情報開示において国家が今日果たすべき役割はどのようなものであるべきかを法的側面から再検討するものである。

2 情報技術の発展と商業登記の効力

2-1 登記探知義務をめぐる議論の整理とその背景状況

代表取締役が退任しその旨の登記がなされたにもかかわらず、その後に当該（元）代表取締役がなした行為について、会社が責任を負うことはあるか。

商業登記に関する古典的な論点として、商業登記の積極的公示力と外観信頼保護規定の関係という問題があり、上記の事例はまさにその論点について学説の立場が分かれうる典型的な局面であると考えられる。

従来、商業登記の効力をめぐって学説において大いに争われてきたのは、平成 17 年改正前商法 12 条、現行商法 9 条 1 項・会社法 908 条 1 項の規定（以下、特に問題のない場合には、平成 17 年改正前の議論であっても、平成 17 年改正後の条文で引用する）に関してである。これらの規定は、いわゆる商業登記の一般的効力を定めるものであるとされている。商業登記の一般的効力には、登記前の効力として、登記すべき事項は登記の後でなければこれを善意の第三者に対抗することができないこと、および、登記後の効力として、登記すべき事項は登記の後には原則として善意の第三者に対しても対抗できること、の二つがあるとされ、学説上、前者を消極的公示力、後者を積極的公示力と表現することが一般的である（鴻 1999、大隅 1978）。

冒頭で挙げた例は、このうち登記の積極的公示力と外観信頼保護規定との関係として議論されてきた。すなわち、積極的公示力により登記義務者が登記後において登記すべき事項を第三者に対抗できる理由として、通説は、登記により当該事項についての第三者の悪意が擬制されると説明してきた（大隅 1978、鴻 1999、近藤 2013 など。いわゆる「悪意擬制説」）。悪意擬制説の背景にある思想は、登記義務者の側が適切な登記情報へのアクセス可能性を確保した以上は、第三者はかかる登記情報を探知すべきであり、それをしない場合はその不知のリスクを負うべきである、というのがその要点である。

この悪意擬制説に対しては、「大量になされる取引の一つ一つについて、いかに些細な取引であろうとも登記簿を調べるといふこと、あるいは反復してなされる継続的取引の一つ一つについて、相手方の事情をその都度登記所へ行って調べ直すといふことは、現実には考えられえない事態である」として批判され、登記後であってもなお民法 112 条を含めた外観信頼保護規定により第三者が保護される可能性があるとする批判説が展開された（浜田 1978）。

2-2 商業登記の機能再構築の試み

さて、以上のように、批判説は、履践が不可能に近い登記探知を要求する点に、悪意擬制説への批判の契機を見いしたが、批判説が主張するように登記探知義務を緩和すれば、公衆（「第三者」）に情報を知らせるという公示機能は減退することが予想される。もっとも、これはいかなる場合に第三者がどこまで登記を閲覧しなければならないか、という緩和後の登記探知義務の強度に依存するであろう。しかしながら、異次元説をはじめとした批判説はこの点を明らかにするには至っていない。

むしろ学説の議論としては、登記探知義務をどの程度のもので捉えるべきか、したがって、公示機能をどこまでのものとして制度設計すべきか、という視点はさておいて、それ以外の機能を強調して商業登記の存在意義を見出し、それに従って本稿冒頭の問題に対する結論を導きだそうとするものが多く見られたといえよう。

以下では、そのような方向性から展開されている議論について検討する。

（１）外観のひとつとしての商業登記

まず、商業登記を公示の制度として捉えるのではなく、取引の安全のために登記という一応信頼に値する外観を形成させて、これを基準に対抗力を決する制度であると捉える見解がある（服部 1983）。この見解の主張を平易に表現するならば、商業登記も外観のひとつを構成し、それを含む種々の外観を比較してどの外観を重視して法律関係を規律するかを決する、という立場であるといえることができる。

機能的に見れば、登記も外観のひとつを構成しようという一般論を論難する必要はなかろう（福瀧 1986 参照）。そのような観点から分析するならば、従来の悪意擬制説は、登記探知義務があるがゆえに、他の外観よりも登記という外観こそ信頼すべきであるという評価を導き、それに基づき法律関係を決しようとするものであるのに対して、上記見解は、登記探知義務といったものを認めない点において、従来の考え方とは大きく異なるものであるといえることができる。

しかしながら、このような理解に対しては、そもそも、何故そのような「一応信頼に値する」に過ぎない程度の「外観」を、国家がその表示についての専門的な制度を用意し、かつ、法をもって当事者にその表示を強制するのか、という商業登記制度自体の存在意義に関する根本的な疑問を生ぜずにはおかない。

（２）免責を基礎付ける行為としての登記

他方、近時は、立法者が商業登記の一般的効力として積極的公示力を重視していたという沿革を踏まえて、商業登記の機能として、登記がもたらす免責の効果を重視する見解が有力である。すなわち、積極的公示力は、基本的に代表取締役の退任等免責的登記事項に関して問題となるものであり、端的には代理権消滅後の表見代理（民法 112 条）の成立を排除するために定められているという理解である（落合 2004）。その制度趣旨としては、包括的・定型的な代理権を有して多数の者と大量継続的な取引を行う支配人や代表取締役・執行役の退任に際して、民法 112 条の適用を排除するために個別的に具体的措置をとることは商人にとってかなり煩雑であることから、登記により表見代理の成立を排除することを可能とすることに、積極的公示力の意義を認めるのである。これは、代理権の消滅の事実を登記するという 1 回の行為のみで、その後の表見代理の成立リスクから免れられるという効果をもたらすという機能を重視しているといえることができるであろう。

確かに、積極的公示力の上述のような免責の効果は、消極的公示力と相まって登記を励行する機能を果たし、それにより公示機能を高めることができるという点で、有益な制度設計であると考えられる。しかしながら、このように公示機能との結びつきを意識せず、免責効のみをその機能と捉えれば、やはり現行の商業登記制度の存在意義が問われることになる。すなわち、一定時点において一定の行為をすれば免責の効果が与えられるといった制度設計は、国家が運営し、その情報について広く公衆がアクセス可能な形をとる現行の商業登記制度においてのみ可能という訳ではない。免責の効果という商人の利益のみを考えるのであれば、法が定める形式を私的に（公的機関を関与させずに）履践させれば足り、また、登記という公衆に開かれたものとして整備する必要もないと考えられる。

免責の効果が（現行の）商業登記制度を通じて達成されるという制度設計であることは、むしろ、（免責を基礎付ける）一定の行為が行われたことが取引の相手方（「第三者」）にも知られているべきである、あるいは、少なくとも第三者が知ることができる状態にあるべきであるという価値判断に基づくものであると考えられるべきであろう。この価値判断の理論的当否はなお問題となりうるが、通説が、履践を期待することはおよそ非現実的であると批判される登記探知義務を背景とした悪意擬制説を捨てきれないのも、免責の効果はそれを基礎付ける行為の存在についての第三者の認知可能性とは切り離して生じさせるべきではない、との価値

値判断との折り合いをつけがためであるように思われる。

2-3 情報技術の発展による公示手段としての登記のあり方の変容

2-2 で検討したように、商業登記には公示機能以外にも重要な機能が存在することは否定しないが、それらのみでは、国家を運営者とする公衆がアクセス可能なデータベースという、現行商業登記制度の存在意義を説明することは困難であると思われる。現行の商業登記制度は、本来は、やはり、学説の圧倒的多数が一般論として説明するような公示機能（大隅 1978、浜田 1978、森本編 2007 等）を主眼として制度設計されているとみるべきであろう。

このように公示制度として商業登記を位置づける以上は、悪意擬制説のように、その有効活用を図るために、第三者に登記情報を取得させるように仕向ける制度を組むのが整合的である。これを登記探知「義務」として構成するかはともかく、公衆（第三者）への登記情報の開示が予定されている以上、登記情報を参照させるように第三者（取引相手方）の行動を規律付ける方が合目的的であるということは少なくとも言えそうである。積極的公示力は、そのような規律付けの一つの大きな目的としているとみるべきである。

それにもかかわらず、既に述べたように、批判説は、まさにこの「第三者を登記探知へと仕向ける制度設計」を批判してきた。そのような制度設計を行っても、第三者が現実にそれに応じた行動することはほとんど不可能だというのが理由であった。しかしながら、批判説をはじめとしてこの論点について華々しい議論が展開されてきたのは、昭和 60 年代までであり、批判説の前提となる事実認識も、その時代の状況を反映したものであるという点には注意が必要である。すなわち、商業登記の公示の方法は、もっぱら、第三者が登記所に向かうことを前提として、登記簿を閲覧し（平成 16 年改正前商登法 10 条）、または、謄本・抄本の交付（商登法 11 条）もしくは登記に関する証明（商登法 11 条・12 条）を受けるといった態様が想定されていた一方で、法律上の原則として要求されていた公告（平成 17 年改正前商法 11 条）が実際には行われていなかったという状況である。

このような状況は、現在大きく変化している。すなわち、平成 17 年の商法改正・会社法制定によって公告の要求が正式に廃止されたものの、他方で、平成 11 年の電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の制定により、登記所に向かなくとも電気通信回線を通じて登記情報を知りうるようになっている。つまり、電子化によって、一定の一般的設備を有しておれば一定の手数料を支払うことで即座に登記情報の取得が可能な状況となっているのである。

批判説は、取引にあたりいちいち登記を調査する義務を認めるのは現実的ではない、という理由で、登記探知義務の緩和（あるいは撤廃）を主張する。しかしながら、情報技術の発展によって、インターネットアクセスさえあれば、契約書に署名する前にほんの数分（あるいは数秒）の手間をかけることで、登記情報にアクセスできる状況となっている。また、携帯型ネットワーク端末の低価格化や無線回線の普及により、場所を選ぶことなくインターネットにアクセスすることが可能となっている。このような状況の変化により、「取引にあたりいちいち登記を調査する」ことも、不可能ではない状況となりつつある。そうだとすれば、批判説が述べる理由もその正当性を失いつつあるように思われる。

もっとも、このような登記探知義務を前提としてよい世界が、現実に存在していると結論付けるのは早計である。登記情報の取得に係る手続的・金銭的費用の面での障碍や、デジタルディバイドの問題など、検討すべき課題はなお多い。しかしながら、たとえば、登記情報が 24 時間 365 日インターネットを通じて無料で取得でき、かつ、読み書きや九九の計算と同じくらいにインターネット上の（登記）情報へのアクセス方法の習得が一般化した場合（以下、そのような社会状況のことを指して、「ユビキタス商業登記社会」と呼ぶこととする）には、悪意擬制説が述べるような登記探知義務を前提とした解釈論も、その現実的妥当性が認められてよいように思われる。

2-4 ユビキタス商業登記社会における解釈論（試論）

以下では、2-1 で述べたようなユビキタス商業登記社会が実現したとした場合、冒頭で述べた問題はどのような結論となるのかについて、若干の試論を展開してみる。

商業登記の積極的公示力と外観法理との関係について、現在最も有力であると思われる考え方は、登記すべき事項（A が P 会社の代表取締役役に選任されたまたは退任したこと）と登記を閲覧すれば登記簿の記載上わかる事項（A が P 会社の代表取締役として登記されている場合において、取締役 B には P 会社を代表する権限がないこと）とを区別し、商法 9 条 1 項や会社法 908 条 1 項は前者にのみ関係し、後者に関係する外観信

頼保護規定の適用は妨げられないとする大塚龍児の考え方である（大塚 1985）。

大塚の所説は、悪意擬制という構成を避けながらも、実質的には「登記すべき事項」と「登記を見ればわかる事項」とを区別した上で、前者についてのみ悪意を擬制するという主張と異ならないという評価もあるところであるが、そのような評価を前提としても、「登記すべき事項」に係る結論に関しては、情報技術の発展によって、その妥当性は強化されたと見ることができる。登記後は「登記すべき事項」について（民法 112 条という）外観信頼保護規定の適用が妨げられるという規律は、正しい相手との契約の成立を望む第三者に登記情報の取得を事実上強制することになるものの、情報技術の発展により、当該第三者が登記情報を取得するために必要な基盤が整えられることになるからである。

他方、「登記を見れば分かる事項」について外観信頼保護規定の適用は妨げられないとする点については、情報技術の発展を踏まえれば今一度検討し直す価値があるように思われる。

こと代表権の有無という問題に関して考えるならば、確かに、A という者のみが P 会社の代表取締役として登記されている場合においても、他にも代表権を有する者がいるかもしれない、第三者からすれば目の前にいる B という者がそうであるかもしれないのであるから、B について表見代表取締役が成立するか否かは登記の効力とは無関係である、ということは理論的にはいえるかもしれない。しかしながら、他方で、代表取締役の氏名等が絶対的登記事項とされている（会社法 911 条 3 項 14 号、915 条 1 項）。これは、代表権を有する者は漏れなく登記させるという法の意思の現れであり、その裏返しとして、登記されていない者は代表権を有しないと一応は考えてよいこと、したがって、B が代表取締役である旨の登記がないのであれば、第三者としては、取引の相手方として B が登場してきた場合には注意をせよ、ということを示していると思える。たしかに、商法 9 条 1 項から直ちに、第三者は「登記を見ればわかる事項」まで「対抗できなくなる」と考えることは、「登記すべき事項」について定める条文の文言から乖離するため難しいのかも知れないが、そのことから直ちに「登記を見ればわかる事項」を法的に全く無視しなければならないとする必然性もない。

理論的には、商業登記という公示制度の適正な運営についての関係者の努力を信頼してよい状況があれば、登記された内容（「登記すべき事項」）そのもののみならず、登記制度が適正に運営されていることを前提として登記された内容から論理的に導かれる情報（以下、「派生情報」という）についても、登記に接することによって得られる情報として法的な評価の要素に加えることは可能であると考えられる。

そして、商業登記が取引当事者にとって必要な情報を与える公示の制度であって、その趣旨を活かした活用を図ることを是とする限りは、派生情報に対する探知をも前提とした制度設計を行うこと、したがってたとえば、ある登記事項の登記後は、その派生情報についても、登記に接した者につき「知っている（はずである）」、また、登記に接していない者に対しては「知るべきであった」という規範的評価を施すことも許されるように思われる。そうだとすれば、登記情報を取得すれば容易に分かった派生情報について、ネットワークを用いればわずか数十秒しか掛からない確認を怠ったことを「ことさらに知ろうとしなかった」と捉えて「重過失」と評価し、商法上の外観信頼保護規定の適用さえも拒絶するという結論もありうるように思われる。

このように、ユビキタス商業登記社会にあって、商業登記の公示機能をなお他の情報開示手段とは異なる特別なものとして尊重する限りにおいては（そのこと自体の妥当性については 3 参照）、外観信頼保護規定の適用が妨げられる事例が多くなることが想定される。念のために付言すれば、かかる解釈論の変化の可能性は、情報技術の発展がもたらす、外観信頼保護規定の適用要件たる「過失」「重過失」概念への影響の問題であって、登記事項の対抗力（積極的公示力）の規定（商法 9 条 1 項・会社法 908 条 1 項）と直接関連があるわけではない。

3 情報技術の発展がもたらす新たな情報開示・収集手段と商業登記制度の存在意義

2 では、情報技術の発展に伴う（ユビキタス商業登記社会における）商業登記の機能について、公示手段として、他の情報開示・収集手段に圧倒的に優越するものとして機能させることを前提に、情報技術が格段に発展した場合の商業登記の効力に関する試論を展開した。

しかしながら、情報技術の発展は、そのような前提を再考するきっかけをも秘めていると考えられる。

これまで、商業登記制度を国家が運営することの理由としては、機能的には、一般公衆にアクセス可能な

情報開示・収集媒体を提供する必要があったという点が最も大きいと考えられる。すなわち、①広く公衆に情報開示を行うための媒体を全ての商人に自ら用意させることは困難であること、および、②公衆の側からみても、そこに行けば必ず情報が収集できるようにデータベースの所在が明確となっていることが望ましい（関 2006）こと、などから、国家がこれをインフラとして整備し一元的に管理する必要があったと考えられる。しかしながら、情報技術の発展は、商業登記制度のあり方のみならず、他の情報開示・収集手段のあり方にも影響を及ぼしている。すなわち、①に関しては、多くの者が一定の知識を得てわずかな費用さえ掛ければ、公衆に対して情報を発信することも容易な時代にある。その意味で、国家が開示媒体を提供する必要性は、以前からは格段に薄れたと考えられる。とりわけ、近時は、商業登記情報とオーバーラップする情報が、企業自身により運営されているウェブサイト（ホームページ）に掲載されることが多くなった。また、②に関しても、検索エンジン等の発達により、各企業がインターネット上に発信する情報を比較的容易に探し当てることができるようになってきており、（国家による）一元的管理の必要性も従来と比べれば小さくなってきたと考えられる。

そして、情報技術の発展に伴って、情報の出し手たる商人および情報の受け手たる公衆（「第三者」）双方にとって、商業登記以外のより簡便な情報開示・収集手段、たとえば前述の企業自身が運営するウェブサイトが「容易にアクセス可能で概ね信頼できる情報収集手段」として重視される状況であったとするならば、それにもかかわらず法をもってそれとは異なる媒体である商業登記に優越性を与え、商人にそこでの情報開示を義務づけ、第三者にそこからの情報収集を（事実上）強制することは、社会的なコストを増大させるだけとなるかもしれない。

むしろ、他の情報開示・収集手段が拡充したからといって、直ちに国家の運営に係る商業登記制度自体が全く無意味になるわけではない。自発的に情報発信を行わない企業に対して情報開示を強制するという点や、事前の国家機関の関与により真正性がある程度担保されているという側面もある。しかしながら、そのようなメリットも、商業登記の実際の利用状況に依存する相対的な価値しか有しないと考えるべきであろう。

国家による私的領域への関与のあり方が問われている今日において、企業の公示制度のあり方を論ずる上では、商業登記の既存の枠組みに固執するのではなく、企業が有するその他の情報開示手段全体の中に商業登記制度を適切に位置づけつつ、商業登記が果たす役割を再考すべき場合があることも、否定できないように思われる。

4 おわりに

これまで、多くの学説は、一般論としては商業登記を公示の制度として位置づけつつも、その現実の利用しにくさから、個別の問題については取引当事者等が取引前に閲覧をすることを前提としないような解釈論を組み立ててこざるを得なかった。しかしながら、近時の情報技術の発展は、そのような商業登記の現実的機能を格段に改善するものであると考えられる。近時の学説の中には、電子化により商業登記の機能が変化し、それが従来議論されてきた問題にどのような影響をもたらすのかという点に関する検討はまだ見られないように思われる。本稿は、これに関して、いつでもどこでも簡単に登記情報が取得できるような社会となる未来像を想定して、商業登記の効力に関する試論を展開した。

もっとも、かかる試論は、商業登記という公示制度が現実に機能することを前提としている。しかしながら、他方で、これまでの現実の取引社会においては、事前の情報提供機能という商業登記の本来の機能が不全であっても不都合なく取引が行われてきたという現実があることも否定できないように思われる。そうだとすれば、むしろ、「公示制度としての商業登記」自体の存在意義を今一度問い直す必要があるように思われる。

本稿の試論の前提となるユビキタス商業登記社会が実現するか否かは不明であり、また、そもそも今後の取引社会において商業登記が果たすべき役割がいかなるものとなるかは予測が難しいことから、本稿で展開した試論が実際の法解釈に活かされる日が来るのかはわからない。しかしながら、仮想に満ちた本稿の検討から結論めいたものを取り出すとすれば、それは、商業登記をなお企業情報の主要な公示手段として位置づける限りは、登記情報への公衆のアクセスの容易化をいっそう推進し、「見てもらえる」商業登記制度を構築する必要がある、ということであろう。その意味で、より現実的な方策としてまず求められるべきは、登記

情報取得の無償化であるように思われる。

【参考文献】

- Frank Easterbrook = Daniel Fischel, "Mandatory Disclosure and the Protection of Investors," 70 Virginia Law Review 669-715
- Peter Krebs, Münchener Kommentar HGB, 3. Aufl., §15 Rn.13
- Ulrich Noack, Elektronische Publizität im Aktien- und Kapitalmarktrecht in Deutschland und Europa, AG 2003, 537
- Ulrich Noack, Die Publizitätswirkungen des Handelsregisters (§§11, 15 HGB) nach dem EHUG, Festschrift für Ulrich Eisenhardt, 2007, S.475f
- 浅木慎一『商法学通論Ⅱ』(信山社、2011年)122頁
- 石井隆「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の概要」商事法務 1550号(2000年)4-7頁
- 鴻常夫『商法総則〔新訂第5版〕』(弘文堂、1999年)
- 大隅健一郎『商法総則〔改訂版〕』(有斐閣、1978年)
- 大塚龍児「商業登記(および公告)の対抗力について」鴻常夫先生還暦記念『80年代商事法の諸相』(有斐閣、1985年)170頁
- 落合誠一「商業登記の効力」法学教室 287号(2004年)45頁。
- 加藤徹『商業登記の効力』(成文堂、1992年)
- 北居功=高田晴仁『民法とつながる商法総則・商行為法』(商事法務、2013年)173頁以下[渋谷光義]。
- 近藤光男『商法総則・商行為法〔第6版〕』(有斐閣、2013年)
- 関俊彦「高度情報化時代の第三者保護法理素描」菅原菊志先生古稀記念論集『現代企業法の理論』(信山社出版、1998年)339-355頁
- 関俊彦『商法総論総則〔第2版〕』(有斐閣、2006年)282頁
- 竹田省『商法の理論と解釈』(有斐閣、1959年)
- 龍田節「判批」民商法雑誌 57巻5号(1968年)153頁以下
- 田邊光政『商法総則・商行為法〔第3版〕』(新世社、2006年)123頁
- 中東正文=松井秀征編著『会社法の選択』(商事法務、2010年)910頁以下[松井智予]
- 服部栄三「判批」判例評論 231号(1978年)29頁
- 服部栄三『商法総則〔第3版〕』(青林書院新社、1983年)
- 浜田道代「商業登記制度と外観信頼保護規定(一)(二)(三・完)」民商 80巻6号1-31頁、同81巻1号72-96頁、同81巻2号1-39頁(1979年)
- 福瀧博之「商業登記の効力についての覚書」関西大学法学論集 36巻3=4=5号(1986年)209-210頁
- 前畑安弘「商業登記の効力」岩本慧先生傘寿記念論文集『商法における表見法理』(中央経済社、1996年)17頁以下
- 牧真理子「商業登記と信頼保護」東北法学 30号(2007年)133-184頁
- 森本滋編『商法総則〔第3版〕』(成文堂、2007年)154頁以下[小林量]
- 森本滋『会社法・商行為法手形法講義〔第3版〕』(成文堂、2013年)
- 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』(有斐閣、2006年)

〈発表資料〉

題名	掲載誌・学会名等	発表年月
「情報技術の発展と商業登記の効力」	落合誠一先生古稀記念論集『商事法の新しい礎石』所収	2014年7月